

## 八丈町地籍調査成果品等閲覧交付事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第21条第2項の規定に基づく国土調査の資料（以下「成果品」という。）又は成果品に変更を加えた資料若しくはこれに類似する資料（以下「成果品参考資料」という。）（以下これらを「成果品等」という。）の閲覧交付申請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (成果品等の種類)

第2条 成果品の種類は、次のとおりとする。

- (1) 地籍簿
- (2) 地籍図
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が認める成果

2 成果品参考資料の種類は、次のとおりとする。

- (1) 地番図
- (2) 一筆図形
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が認める成果

### (成果品等の閲覧交付申請)

第3条 成果品等の閲覧又は交付を得ようとする者は、八丈町地籍調査成果品等閲覧申請書（様式第1号）、八丈町地籍調査成果品等交付申請書（様式第2号）又は八丈町地籍調査成果品等郵送交付申請書（様式第3号）（以下「申請書等」という。）に必要事項を記載し、町長に申請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、八丈町手数料条例（平成12年八丈町条例第10号。以下「条例」という。）第4条第5号の規定による申請の場合は、八丈町地籍調査成果品等閲覧交付公用申請書（様式第4号）により申請するものとする。

### (成果品等の閲覧交付申請請求に応じない場合)

第4条 町長は、成果品等の閲覧交付申請請求があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、これに応じないことができる。

- (1) 八丈町で管理している成果品等以外の閲覧交付申請請求があったとき。
- (2) 閲覧交付申請請求があった成果品等が毀損しており、当該成果品等を閲覧に供し、又は写しの交付ができないとき。
- (3) 多数の者が一時に成果品等の閲覧を要求し、その使用が競合したとき。
- (4) 個人情報開示情報及び公文書開示情報に該当する成果品の写しを請求した者が申請請求者の資格を有していないとき。

(成果品の閲覧)

第5条 成果品の閲覧は、成果品の保管場所において成果品を用意し、町長が指定する場所で行うものとする。

(成果品の写しの交付)

第6条 成果品の写しは、成果品の保管場所において成果品を用意し、複写機を利用して申請請求があった成果品の写しの交付を行うものとする。

2 交付に際しては、地籍調査時点の資料であることを明らかにし、原本と相違ないという証明を行うものとする。

(成果品参考資料の交付)

第7条 成果品参考資料については、成果品を数値データ化し、地籍調査後の異動事項及び測地系等の変換を行ったものについて、地籍管理システムにより紙に出力し、またはSIMAデータにより交付するものとする。この場合において、地番図については登記地目、登記地籍も記載できることとし、筆情報、航空写真を別途重ねることができるものとする。ただし、筆情報を重ねた場合、選択した地番を除き、登記地目及び登記地籍は記載することができない。

2 交付に際しては、前項のとおり成果品の原本とは異なるため、原本と相違ないという証明は行わない。

3 申請者が来庁して成果品参考資料の交付を請求する場合は、地籍管理システムにより出力する図面の位置等を調整することができる。

4 郵送による成果品参考資料の交付については、申請書等に記入された条件を入力することで地籍管理システムにより機械的に設定されたものを出力し、交付するものとする。

(成果品等の交付手数料の取扱い)

第8条 紙による交付については、1枚もしくは1筆を単位とし、交付手数料を計算するものとする。

2 SIMAデータによる交付については、1筆もしくはシステムによる各選択区域を単位とし、交付手数料を計算するものとする。

3 郵送による成果品等の交付手数料の納付は、定額小為替によるものとし、釣銭等差額が発生した場合は、切手にて支払うものとする。

(弁償)

第9条 町長は、成果品等の閲覧中に成果品等を汚損し、又は毀損した者に対し、これを補正するために必要な費用の弁償を命ずることができる。